

# 【特別養護老人ホーム水泉荘 入所案内】

## 1. ご入所に当たって

\*施設入所に係るご相談につきましては、お気軽にお問合せ下さいませ。また、施設内見学につきましても、隨時対応させて頂いております。

\*ご入所いただける方は、要介護認定で『原則要介護3』以上の方となります。第2号保険者の方においても同様に『原則要介護3』以上の方が対象となります。

\*『要介護1・2』の場合であって、老人福祉施設以外での生活が著しく困難と認められる場合（特例入所の要件に該当する場合）は、行政の関与の下、特例的に施設への入所が認められます。

\*特例入所の要件に該当するかについて、担当ケアマネジャーへ照会を依頼したり、行政に報告・照会・申出を行わせて頂くことになります。

\*入所後の介護保険認定更新の結果が『要介護2以下』となり、特例入所の要件を満たさない場合は、原則退所となります。

### 【特例入所要件】

- ①認知症で日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。（Ⅲa 以上）
- ②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。（Ⅲa 以上）
- ③家族等による虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

\*近年、申込みが多数に上がるため、ご入所まで長期間を要する状況となっています。その間の介護については、担当ケアマネジャーと十分調整をなさって下さい。

\*申込み後に、介護されているご家族の看病など緊急にご入所が必要になった場合は、その状況に応じてご相談を承らせて頂きます。

## 2. ご入所における諸手続き

- ◆ご入所の際は、重要事項説明書を確認いただいた上で入所契約を取り交わします。
- ◆法令の規定により、ご入所者の住所は施設の住所になります。そのため、住民票・国民健康保険証又は後期高齢者医療保険証・介護保険被保険者証・年金受給等の住所変更の手続きが必要となります。こちらにつきましては、ご入所後に当施設職員での代行申請が可能です。
- ◆仙台市外よりご入所される方は、前住所のあった市区町村からの転出証明書が必要となります。なお、国民健康保険証・後期高齢者医療保険証・介護保険被保険者証等が、転入前の市町村より発行される場合（住所地特例）があります。

<施設所在地>

(ミヤギケン センダイシ イズミク サザワリアザ キツカリヤシキ)  
〒981-3217 宮城県仙台市泉区実沢字橘川屋敷1番地  
(トクベツヨウコウウジンホーム スイセンソウ)  
特別養護老人ホーム 水泉荘  
TEL 022-376-7050 FAX 022-376-8053

- ◆ご入所に伴う利用料等の費用については、別表（利用料金表）のとおりです。利用料等は、当施設の指定金融機関（七十七銀行 長命ヶ丘支店）の本人名義口座から振替をさせていただきます。したがって、七十七銀行に新たに口座を開設いただくか、お手持ちの物があればお預かりさせていただくこととなります。お預かりする通帳を『生活通帳』と呼び、日常に必要な小遣い・医療費等もここから支払わせていただきます。
- ◆生活費となる年金等の取り扱いについては、基本的に年金の受け取り先を生活通帳に変更していただくこととなります。なお、生活通帳と銀行印は要綱に基づき施設で管理させていただき、金銭の使用状況については定期的（3ヶ月に1回）に文書で報告致します。
- ◆ご入所の際には、身元引受者を1名定めていただいております。生活のご様子や金銭の使用状況等の報告・確認、入退院時の保証人、退所時の金品引き取り等をお願いすることとなります。なお、諸事情にてご家族・親類等での身元引受人選定が難しい場合には、成年後見制度の活用をお勧め致します。詳細については、個別にご相談下さい。当施設ではご利用者様の権利擁護のために、成年後見人制度を推進しております。

### 3. ご入所の際に必要なもの

- ①医療保険証（社会保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証等）  
※社会保険証・その他組合／共済保険証で遠隔地保険証の交付を受けている方は、在籍証明書を発行いたしますのでお申し出下さい。
- ②介護保険被保険者証
- ③介護保険負担限度額認定証（交付されている場合）
- ④介護保険負担割合証
- ⑤身体障害者手帳（交付されている場合）  
※その他、障害者医療受給者証・特定疾患受給者証・介護保険関連の受給者証等。
- ⑥年金証書及び恩給証書等の写し
- ⑦認印  
※生活通帳用、及び入所中の各代理申請等に使用いたします。
- ⑧住民票（本籍・筆頭者・現住所世帯主の記載のあるもの）
- ⑨健康診断書
- ⑩医療情報提供書（紹介状）及び介護サマリー（施設入所の方）  
※かかりつけの主治医より「紹介状」を施設の嘱託医宛てにお持ち下さい。入所後は施設嘱託医が主治医となります。

施設嘱託医 根白石診療所 児玉 秋生 先生

- ※ 精神科に通院中、または入院中の方 → 『国見台病院』宛にも紹介状をお持ち下さい。
- ※ 当施設における協力医療機関は下記のとおりです。ご入所後の病状に応じ対応させていただきます。  
( 根白石診療所／長命ヶ丘針生・舟田クリニック／国見台病院／仙塩総合病院／泉整形外科病院／北中山皮膚科医院／川平内科／仙台徳洲会病院／中嶋病院／長命あべ歯科 )

#### ⑪定期薬

※現在服用している薬を2週間分ご持参ください。その後は施設嘱託医より処方致します。

#### ⑫衣類／生活用品等

※すべての物に記名（タグで結構です）をお願いします。

ねまき・普段着	4～5組程度	シューズ等（館内用：外用） (履きやすく滑らない物が安全です)	2足程度
下着・肌着・くつ下		洗面用具 (入歯ケース等含む) (歯ブラシセット等)	一式
タオル・バスタオル・タオルケット			
外出着（外出・行事等用）	1～2着程度	湯のみ・カップ等	1個
上着（ジャンパー等）	1～2着程度		
※衣類は、夏冬の入れ替えも可能です。収納スペースに合わせて加減なさってください。 ※車椅子・ポータブルトイレなどの介護用品・寝具類等は施設で準備しておりますが、ご本人のものをお持ちいただくこともできます。 ※お部屋のスペースに合わせ、ご本人の馴染みの家具・小物類などをお持ちいただくことができます。その他の物品については、ご相談ください。			

### 4. ご家族の皆様へのお願い

- ①ホームは家族と同じ「生活の場」です。私ども職員は、ご入所者の皆様が健康で明るく過ごして頂けるよう生活援助や健康管理を行います。
- ②本人との面会・外出・外泊又は夏祭りなどの行事への参加など、ご入所後におけるご家族のご協力をよろしくお願いします。
- ③食事は栄養士の献立によりご高齢の方に合ったものを提供します。なお、疾病による食事制限や嚥下機能低下による刻み食の提供などをする場合がございます。ご面会時の食べ物の持ち込みは、病状に対する影響や誤嚥の危険性があるので、あらかじめ職員へご確認下さい。
- ④慢性疾患の定期検査や軽い風邪などの場合は、嘱託医や協力病院の管理のもと可能な範囲で治療を行います。嘱託医の判断により急性期医療等が必要な場合は、病院へ入院し治療をしていただきます。
- ⑤病院の入退院や手術の際、あるいはホームでの終末を迎える場合は、ご家族の面会や付き添いをお願いする場合があります。

### 5. ご入所後の生活について

- ◆ご入所された方に対する具体的なサービス内容や方針については、ご意向やご要望を伺いながら『施設サービス計画（ケアプラン）』を作成し、内容を確認・同意を頂いたうえで提供致します。
- ※栄養ケアマネジメントについて・・・ご入所された方の食事摂取状況や体重変化・栄養状態の把握を行い必要応じ栄養ケア計画を策定して栄養管理を実施した場合、加算を頂戴いたします。

※個別機能訓練について・・・身体状況に合わせた個別の機能訓練メニューを策定し、生活リハビリやマッサージなどを行なった場合に加算を頂戴いたします。

◆看取り介護について

心身の機能低下や疾患の発症、再発等によりその状態を改善することが困難な状態となり、それに伴う重篤な諸症状が出現して医療的看護・介護介入の度合いが増した場合に、ご意向に沿い看取り看護を行うための指針を策定しております。

最期の場所及び治療等について、その方及び家族の意向を最大限に尊重し、看取り介護に携わる職種協働での『看取り介護計画書』を作成し、同意を得たうえで看取り介護を提供いたします。

## 6.個人情報の保護について

当施設ではご利用者に関する個人情報の保護確保のため、個人情報保護法に基づき方針を定めております。業務上知りえた、ご利用者に係る個人情報の守秘義務を徹底しております。

## 7.ご意見・苦情等について

当施設ではご意見・苦情等に関して、誠意を持って対応させていただきます。苦情等受付担当者が随時受付けております。

## 8.事故防止及び発生時の対応について

- ①当施設では、事故防止の為の指針を定めリスクマネジメントに努めています。事実の報告及び要因分析を通じ、安全で豊かな生活の実現に努めます。
- ②事業者の責任により生じた事故、損害に対して誠意を持って対応させて頂きます。ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じる場合があります。

## 9.ご利用者の権利擁護・成年後見人制度について

当施設ではご利用者自身の権利擁護を確立し、自立した生活を保障するため、成年後見人制度の利用を推進しております。

「分かち合いと励まし 今、家族愛に生きる」をテーマに、わたしたち職員は、ご家族のみなさまと共に入所者の生活を支えて生きたいと思っております。どうかよろしくお願ひいたします。

・・・・・特別養護老人ホーム水泉荘 職員一同